

2019年度特別支援教育に関する実践研究充実事業
 (知的障害に対する通級による指導についての実践研究)
 成果報告書 (概要)

受託団体名
愛媛県

1 指定校の一覧

設置者	学校名
西条市教育委員会	さいじょうしりつこまつしょうがっこう 西条市立小松小学校

2 研究の概要

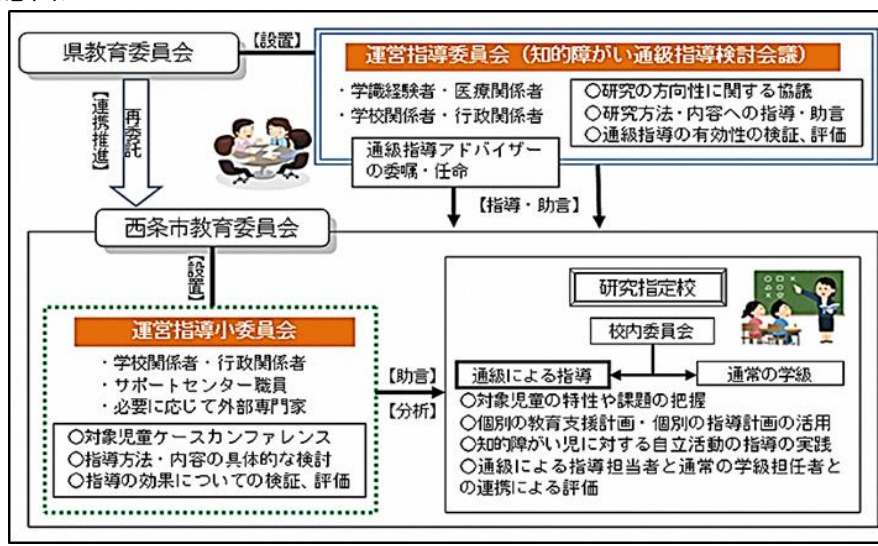
(1) 県教育委員会による取組

- ア 知的障がい通級指導検討会議による評価
指定校における事業推進に係る指導・助言、実施方法の検討、成果の検証等
- イ 通級指導アドバイザーの派遣
指定校に対し、知的障がいに対する通級指導の在り方への指導・助言
- ウ 知的障がいに対する通級による指導実践研究事業報告会の開催
実践研究の総括及び発信

(2) モデル地域 (市教育委員会、指定校) の取組

- ア 知的障がいのある児童生徒に対する通級による指導の有効性の検証
- イ 指定校による「知的障がいに対する通級による指導」の指導方法・内容等の研究
 - (ア) 多角的なアセスメントによる対象児童の認知特性の把握
 - (イ) 対象児童の認知特性に即した自立活動の指導内容・方法の検討
 - (ウ) 通常の学級と通級による指導との連携強化
 - (エ) 児童の変容の見取りと評価・改善

<事業概念図>



3 研究の目的

児童生徒の就学先については、法令等の改正により総合的判断によることとなったことから、本県でも知的障がいのある児童生徒が、通常の学級に在籍している実態がある。また、通常の学級での学習におおむね参加できているものの、知的機能や適応能力の発達に少なからず遅れがあるため、学習内容の習得に困難さを抱えている児童生徒も少なくない。こうした児童生徒の多くが、生活における行動面で自立できているために、障がいの発見が遅れ、早期に十分な指導・支援を得られないこともあり得る。しかし、通常の学級に在籍している知的障がいのある児童生徒は、法令上、通級による指導の対象となっていない。そのため、学校現場では、教師が可能な範囲で、個別指導やグループ別指導等の学習形態を工夫したり、ティーム・ティーチングや特別支援教育支援員を配置したりするなどの対応を取りながら、補足的な指導・支援を行っているのが現状であり、学校裁量によるところが大きい。

本実践研究では、通常の学級に在籍する知的障がいのある児童の特性を踏まえた上で、特別な教育課程の編成や認知の特性に応じた具体的な指導や支援の在り方について研究を行い、知的障がいのある児童生徒に対する「通級による指導」の有効性について検証する。

このことにより、通常の学級に在籍する軽度な知的障がいのある児童に対して、特別の教育課程を編成し、知的障がいの認知の特性に応じた自立活動を行い、認知機能が改善されれば、通常の学級でより適応した学びができると考える。

4 取組（指導）の内容

(1) 県教育委員会による取組

ア 運営指導委員会（知的障がい通級指導検討会議）の開催

医療関係者、学識経験者、学校関係者、行政関係者からなる「知的障がい通級指導検討会議」を設置し、本実践研究の目的に基づく研究の方向性に関する協議、指定校が取り組む研究方法・内容への指導・助言、その実践研究の成果と課題に基づく通級による指導の有効性について検証・評価を行った。

イ 通級指導アドバイザーの派遣

上記委員のうち3名を「通級指導アドバイザー」として委嘱・任命し、市教育委員会及び指定校に対して派遣し、知的障がいのある児童への指導の在り方や通級による指導の運用等に関する助言を行った。

(2) モデル地域（市教育委員会、指定校）による取組

ア 市教育委員会による取組

(ア) 運営指導小委員会の開催

行政関係者（発達支援担当専門員を含む）、学校関係者からなる「運営指導小委員会」を設置し、運営指導委員会による指導・助言内容の具現化や対象児童のケースカンファレンス、それに基づく指導内容・方法の検討を行った。

(イ) 外部専門家の活用

指定校の要請に応じて、外部専門家（大学教授等）を招き、知的障がいのある児童のアセスメントや指導の在り方、通級による指導の運用等に関する指導・助言を受けた。

イ 指定校による取組

(ア) 対象児童の選定

(イ) 対象児童の実態把握とアプローチする認知の特性の焦点化

(ウ) 認知の特性に応じた教育課程の編成や自立活動の指導

(エ) 通常の学級の各教科の学習と通級による指導の連動

(オ) 校内委員会の開催

運営指導委員会及び運営指導小委員会の指導・助言の具現化等

5 研究の成果

(1) 知的障害に対する通級による指導の在り方について

ア 通級による指導の対象となる知的障がいの程度

全体的に知的機能の発達の遅滞はあるが、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

- ① 全般的な知的発達の遅滞があるが、日常生活を営むのに差し支えない程度である。
- ② 他人との意思疎通に援助を要する場合があり、社会生活への適応に課題が見られる。
- ③ 知的障がいに随伴して見られる困難について、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

知的障がいの段階で考えた場合、境界域あるいは軽度知的障がい者のうち、一部特別な支援が必要なものを対象とすることとし、特別支援学級の対象となる知的発達の程度ではないことに留意することとした。

イ 認知特性に応じた指導の実践

客観的な検査や日常の行動観察から把握した児童の認知特性の中から、アプローチする認知特性を児童や保護者の願い、緊急性等の視点から焦点化し、認知特性に応じた自立活動の指導を行った。知的障がいのある児童が、複雑な言語獲得や学習の達成に困難があることの要因として、抽象的思考や記憶力、ネットワークの弱さなどがあると考えられる。これらの認知の特性に応じた指導を行うことで、認知や行動の手掛かりとなる概念が形成され、学習のしやすさや学習意欲の向上につなげることができた。また、知的障がいに随伴するコミュニケーションや運動面での課題にも取り組むことで、通常の学級における学習や生活の質を向上させることができた。

ウ 通常の学級の各教科と通級による指導が連動した教育課程の編成

通級による指導で身に付けた自分に合った学び方や困難さに対応する力を、通常の学級の学びの中で生かして学ぶことができるよう系統的な指導を展開し、通級による指導の時間を多く設定しなくても、教育的効果を上げることができた。

(2) 教職員の意識の変容

教職員は、充実した校内研修会や通級による指導の授業公開、通常の学級と通級による指導の連携強化により、知的障がいに対する知見を深めたり、児童への指導・支援の在り方などの指導技術を向上させたりすることができた。教職員が、困難さを抱えた児童支援の主体者が自分自身であるという認識をもって、学級経営や学校経営に参画することにつながり、通常の学級においても、個々に応じた適切な指導方法を選択・実践しようとするなど、意識の変容が見られた。

6 課題と今後の方策

通常の学級に在籍する境界域あるいは軽度知的障がいのある児童については、他の障がいのある児童に比べ、認知の特性が明確ではなく多岐に渡っていることや、生活における行動面で困難さが目立たないことなどから、学業不振など問題が顕在化するまで知的発達の遅れに気付かれず、障がいの発見が遅れ、早期に十分な指導・支援を得られないということがあり得る。早期介入、早期支援を実現するためには、対象となる児童の障がいの有無や程度を把握する手立ての構築が課題である。

また、認知の特性にアプローチした指導は、知的障がいのある児童だけでなく、知的障がいを併せ有する他の障がいのある児童生徒においても効果が期待できることから、どのような認知特性にアプローチすればより高い指導効果が得られるか、より適切な支援につながるかなど、知的発達水準や適応状況についてのアセスメントツールや教師による観察や見取りの視点の整理など、今後も検証を続けていく必要がある。